

2023年9月

法人・個人事業主のお客さま各位

株式会社広島銀行

## 当行のインボイス制度開始に伴う対応について

2023年(令和5年)10月1日よりインボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始されます。広島銀行は、適格請求書発行事業者としての登録を受けておりますので、法人・個人事業主のお客さま(以下、「お客さま」)が当行に対してお支払いいただいた各種手数料に含まれる消費税については、当行が交付する適格請求書(インボイス)に基づいて消費税の仕入税額控除を受けることができます。

なお、当行ではインボイス制度への対応方法を以下のとおりとさせていただきますので、ご通知いたします。

【ご参考】当行の適格請求書発行事業者登録番号:T5240001012809

### 1. 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

- (1) 営業店窓口等で各種手数料(融資関連の手数料、残高証明書発行手数料など)をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「領収書」を発行いたします。
- (2) 営業店窓口にて備え付けの振込依頼書等をご利用いただき振込を実施した場合は、各種帳票に複写式となっている簡易インボイスの要件を満たした「領収書」をお渡しいたします。
- (3) 営業店窓口等で、店頭タブレットやQR帳票作成サービスをご利用いただき振込を実施した場合は、簡易インボイスの要件を満たした「領収書」を発行いたします。

### 2. 自動振替でお支払いいただいている各種手数料について

預金口座より自動振替の方法でお支払いいただいている各種手数料については、郵送又は電子交付しております「手数料引落通知書兼領収書」(\*)をインボイスの要件を充足するように見直しを行います。

(\*)「〈ひろぎん〉ビジネスWebサービス」又は「〈ひろぎん〉ビジネスポータル」の電子交付サービスご利用のお客さまにおかれましては、ログイン後の「電子交付サービス」メニューで閲覧することが可能です。

なお、自動送金サービス等、一部の手数料は、「手数料引落通知書兼領収書」に掲載されませんので、別途お客さまにインボイスの要件を満たした書面を交付するなどの対応を順次実施しております。

### 3. 預金口座振替サービスのお取引にかかる手数料の領収書について

預金口座振替サービスのお取引において、領収書又は請求書の発行を従来から行っていないお客さまには、今後郵送又は電子交付にて「手数料引落通知書兼領収書」をお送りいたします。

### 4. ATM及び自動両替機でのお取引について

ATM及び自動両替機でのお取引につきましては、発生する手数料は原則として3万円未満となりますので、インボイスの交付が不要な「3万円未満の自動販売機、自動サービス機におけるお取引」に該当し、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

したがって、ATM及び自動両替機から出力される「ご利用明細」等については、インボイス制度に対応する様式改正は実施いたしませんので、ご了承ください。

当行のインボイス制度への対応につきまして、ご不明点がございましたら、お取引店の窓口までお問い合わせください。

なお、お客さまの個別のご事情に応じた具体的な会計並びに税務処理についてのご相談にお答えすることは、税理士法等により禁じられておりますので、顧問税理士にご相談いただきますようお願いいたします。

以上